

岡山市給付管理システム構築及び保守運用業務委託に係る
落札者決定基準

令和6年4月

岡 山 市

この基準は、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）に関して必要な事項を定めるものとし、落札者の決定方法、対象業務に係る技術的な事項に対する入札参加者による提案（以下「技術提案書」という。）の内容を評価するための項目（以下「評価項目」という。）及びその方法（以下「評価方法」という。）並びに入札金額に対する評価の方法に関する事項を定めるものとする。

1 落札者の決定方法

- (1) 技術評価委員会により技術提案評価を行うものとする。最終的な評価（「無効」を含む）については、全技術評価委員の平均点（小数点以下四捨五入）をもって評価とする。
- (2) 技術提案書の評価項目を評価した結果、ひとつでも「0点」となる評価項目がある場合は、技術提案書全体を無効とする
- (3) 評価項目ごとの評価点の合計（以下「技術提案評価点」という。）と入札金額から算出された評価点（以下「価格評価点」という。）の合計点を総合評価点とする。
- (4) 税抜き許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格から、消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）以下で入札した者を、総合評価点が高い順に順位を付し、第1順位の入札書を提出した者を、入札参加資格確認対象者（以下「確認対象者」という。）とする。
- (5) 総合評価点の最も高い者が同店で2者以上あるときは、以下の方法により確認対象者を決定する。
 - ア 入札者それぞれの「技術提案評価点」，「価格評価点」が異なるとき「技術提案評価点」が高い者を確認対象者とする。
 - イ 入札者それぞれの「技術提案評価点」，「価格評価点」が同じとき入札金額が低い者を確認対象者とする。
 - ウ 入札者それぞれの「技術提案評価点」，「価格評価点」が同じでかつ「入札金額」も同じときくじ引きにより確認対象者を決定する。
- (6) 確認対象者となった者は、「一般競争入札参加資格確認申請書」（様式4）及び添付書類を提出し、対象業務の入札参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を受けなければならない。
- (7) 参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認められたときは、総合評価点の順位が次順位の者を確認対象者として参加資格の確認を行う。
- (8) 参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者を、落札者として決定するものとする。

2 総合評価点の配分

総合評価点の配分は以下のとおりとする。

① 技術提案評価点	300点
② 価格評価点	150点
総合評価点	450点

3 技術提案評価点

(1) 技術提案評価点に係る評価項目及び評価方法

本評価項目については、「技術評価基準要領」のとおりとし、評価方法は評価項目ごとに下記「評価区分」で評価を行うものとする。

評価した結果、ひとつでも「要件を満たしていない。」評価項目がある場合は、技術提案書を無効とする。

① 評価区分と評価点

各評価項目の提案内容に対する評価区分と評価点は以下のとおりとする。

評価区分	評価点 (配点 10点)	評価点 (配点 20点)
要件を満たしており、本市の期待を著しく上回る提案である。	10	20
要件を満たしており、本市の期待を上回る提案である。	8	16
要件を満たしており、本市の期待するレベルの提案である。	6	12
本市の期待を下回る提案である。	4	8
本市の期待を著しく下回る提案である。	2	4
要件を満たしていない。 → 無効	0	0

② 技術提案評価点の算出

- ・記載項目ごとの評価点の合計を技術提案評価点とする。

4 価格評価点

- ・価格評価点の算定式は以下のとおりとする。(計算結果の小数点以下を四捨五入する。)
- ・入札金額が税抜き許容価格を超えた場合は失格とする。

【算定式】

$$\text{価格評価点} = \text{価格配分点 (150点)} \times (1 - \text{入札金額} \div \text{税抜き許容価格})$$

5 総合評価点

総合評価点は、上記3で算出した技術提案評価点と上記4で算定した価格評価点の合計とする。

【算定式】

$$\text{総合評価点} = \text{技術提案評価点} + \text{価格評価点}$$